前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の改正について（議案第１５７号）

こども支援課
こども施設課
障害福祉課

１　改正の理由

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（こども性暴力防止法）の制定による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）等の改正に伴い、関係する次の条例について所要の改正を行う。

(1) 前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
(2) 前橋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例
(3) 前橋市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例
(4) 前橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
(5) 前橋市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(6) 前橋市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

２　主な内容

児童福祉施設の設置者等は、こども性暴力防止法に規定する児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、一定の環境の下で児童と接する業務に従事する者に係る性犯罪前科の有無を確認する等の必要な措置を講じなければならないこととする。

３　施行期日

令和８年１２月２５日